

# IAESTE Japan

## 受入の手引き

2018



The International Association for the Exchange of Students for Technical Experience

一般社団法人日本国際学生技術研修協会

## 目次

I.	事業協力会員	1
II.	研修内容	1
III.	研修期間	1
IV.	研修生の決定	2
V.	損害事項が発生した場合	2
VI.	知的財産権	2
VII.	保険	3
VIII.	諸費用	3
IX.	査証（ビザ）、外国人登録	4
X.	ボランティアの学生委員によるサポート	5
XI.	一年間のスケジュール	6
XIII.	Covenant（誓約書）	7

この手引きでは、外国から来るIAESTEインターンシップ研修生(以下、研修生という)の受入についての概要を説明しております。ご不明な点はIAESTE Japan 事務局までお問い合わせください。

## I. 事業協力会員

受入機関各位におかれましては、当協会定款第 5 条に定められた事業協力会員としてご入会いただき、原則として毎年継続して研修生を受入れていただきますようお願い申し上げます。

1. 入会申込: 「事業協力会員入会申込書」に必要事項をご記入の上、当協会までお送りください。
2. 変更: 団体名、代表者、所在地等の変更があった場合速やかに書面にてご連絡ください。
3. 退会: 退会される場合は、書面にてご連絡ください。

## II. 研修内容

インターンシップは、学業の一環として、専門知識を深め、技術力及び応用力を身につけることを目的として行われます。研修内容は受入機関にお任せしますが、現場見学、研究プロジェクトへの参加等、専門知識をより深めることができるようお願いします。

ただし、外国人の在留資格上、「実務研修」に相当する活動(生産ラインの従事、販売業務への参加等)は認められておりませんのでご了承ください。(「IAESTE 研修分野一覧」をご参照下さい)

また、研修生に対しては、できるだけ日本人実習生と同等に、特別扱いをせずグループの一員として接してください。なお、原則として IAESTE 研修は英語での実施となりますので、英語を話せる方を研修生担当としてくださるようお願いします。

## III. 研修期間

原則として、採用年度の 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日の期間内で、最短 8 週間から最長 52 週間(1 年)までとなります。夏休みを中心とした 8 週間から 12 週間のインターンシップを希望する学生が大半です。

(注)滞在期間が 90 日以上の場合、文化活動ビザが必要です。また 90 日未満の場合でも、国籍により短期ビザが必要な場合があります。

#### IV. 研修生の決定

例年 1 月に開催される IAESTE 国際総会でのオファー交換会で、各国とインターンシップオファー (o-form) を交換します。各国は国際総会で交換したオファーを自国へ持ち帰り、その条件に合った学生の応募書類(Student nomination)を国際 IAESTE ウェブシステムで 3 月末までに相手国へ送ります。

各国からの応募書類(Student nomination)は速やかに受入れ国事務局から各受入機関へメール送信されます。原則として 2 週間以内に受入の可否をご連絡下さい。

応募学生との Skype 面談や電話インタビューを希望される場合は手段と日時をいくつか指定頂き IAESTE Japan 事務局まで連絡頂ければ相手国の事務局と学生に連絡します。

(予め Skype 面談や電話インタビューが選考条件に含まれる場合は受入条件書に記載ください)

受入が可能な場合、来日の手続きを開始します。不可の場合、他の候補者がいれば貴方に照会をします。募集は原則 6 月末日まで行います。受入れをキャンセルされる場合は相手国から応募書類(Student nomination)が送付される前(2 月中に)ご連絡ください。受入れ承諾後にキャンセルをする場合、渡航費などの賠償責任が生じる場合があります。

#### V. 損害事項が発生した場合

IAESTE インターンシップは、あくまでも研修生の自己責任で行うことが原則となっております。故意または過失により、研修生が受入機関において人的・物的損害を与えた場合、研修生本人の責任となります。研修生は来日前に、“Covenant” (誓約書 7~8 頁参照)へサインをします。

#### VI. 知的財産権

IAESTE インターンシップは、文化活動および留学に準ずるものとみなされますが、研修生が受入機関における研修の過程で発明考案等を完成した場合は、受入機関の職務発明制度に準じて取り扱ってください。その際、受入機関と研修生の間で、英文での契約書を別途締結することをおすすめします。

1. 従属者による職務発明の場合と同様に、受入機関による特許を受ける権利の予約継承を規定する。
2. 受入機関に権利を継承させるときには、その従属者に対すると同等の対価の支払いを行う旨を規定する。

また、英文での機密保持契約書等もあわせてご準備されることをおすすめします。(いずれも受入機関でご用意ください。当協会では対応致しかねます。)

## Ⅶ. 保険

来日する研修生には、在住国出発日から帰国日までの全期間、IAESTE が推奨する基準を目安とした保険へ来日前に自国で加入することを義務付けています。また、インターンシップ生個人が責任を負うことを、Covenant に明記しております。労災保険については、受入機関のご判断にお任せします。

## Ⅷ. 諸費用

### 1. 研修生負担

ア) 往復渡航費： 研修生の在住国から日本国内の受入機関までの渡航費は、本人が負担

イ) 保 険： 在住国出発日から帰国日までの全期間、IAESTE が推奨する基準を目安とした保険へ来日前に自国で加入することを義務付けております。

(注) 受入機関で治療費等の立替はされないようお願い致します。保険金請求に時間がかかるだけでなく(研修生が帰国後に自身で請求します)、保険金回収も困難となります。多額の場合には当協会までご相談ください。

### 2. 受入機関負担

ア) 研修生交換プログラム参加料

受入れ決定後研修生 1 名の受入につき 25,000 円を支払ってください。ただし、当協会の賛助会員及び大学会員は必要ありません。

イ) 滞在費

研修期間中、研修生が日本で生活できる程度の食費や住居費、通勤交通費などを滞在費としてお支払いください。在留資格の規定上、「報酬」に該当する事がないようご注意ください。月額 12 万円以下でお願いします。当協会の外国人研修生に支給するこれら実費弁償的な費用は原則として報酬とはみなされず、所得税は非課税です。

(研修滞在費の支給例) 例1) 月額 12 万円程度を滞在費として支払う

社員寮(寮費は無料)に宿泊、通勤交通費は定期券で支給  
食費、光熱費、インターネット代金は研修生が負担

例2) 月額 8 万円程度を滞在費として支払う

ゲストハウス(光熱費、インターネット代金を含む)の宿泊費用は受入れ機関が負担)、交通費別途支給  
食費、インターネット代金は研修生が負担

支払いの時期および方法についての指定は特にございません。受入機関のご都合に応じてお支払いください。ただし、研修開始日から一ヶ月以内に最初のお支払いをお願い致します。

#### ウ) 交通費(通勤等)

宿泊地からインターンシップ先までの通勤交通費および研修中の遠方への見学の移動費用などは、受入機関にてご負担ください。

#### エ) 宿泊施設

受入機関で、寮やウィークリーマンションなどの宿泊施設の個室をご用意ください。

IAESTE では、研修生に対し、遅くとも研修開始の前日には来日するよう指導しております。原則として研修開始日の前日から研修終了日の翌日まで滞在できるよう、受入機関で宿泊施設をご用意ください。それ以前及び以降に宿泊施設が必要な際は、研修生自身が宿泊先を手配の上、自己負担で滞在します。

やむを得ない理由で期間中の宿泊施設をご用意いただけない場合は、当協会がゲストハウスを手配致します。ただし、ご希望通り用意できない場合もございますので、ご了承ください。当協会によるゲストハウス用意の場合、手数料1人につき 12,000 円(必ず受入れ機関でご負担願います)と、研修開始日の前日から研修終了日の翌日までには宿泊施設でかかる実費をお支払いいただきます。

### IX. 査証(ビザ)、外国人登録

研修生の在留資格は、滞在期間が 90 日未満の場合は「短期滞在」、90 日を超える場合は「文化活動」となります。

#### 1. 滞在期間が 90 日未満の場合

研修生は短期滞在査証を取得して入国します。当協会から必要書類を研修生に送付し、本人が現地の日本国大使館にて申請、取得します。来日する研修生の国籍が査証免除措置国の国籍保有者の場合はこの限りではありません。

#### 2. 滞在期間が 90 日以上の場合

日本での滞在が 90 日を超える場合は、文化活動査証を取得するための在留資格認定証明書交付申請が必要となります。この証明書の交付申請は当協会が代行します。同証明書の原本を研修生へ送付し、本人が現地の日本国大使館にて査証取得します。

#### 3. 在留カードについて

日本滞在が 90 日を超える場合、空港で入国審査の際に付与された在留カードを持って入国から 2 週間以内に住居地の市区町村役所で届出を行う必要がありますので、受入機関からも適宜ご指導ください。

なお、在留カードが交付されるのは、成田空港・羽田空港・関西空港のみとなっており、それ以外の空港から入国した場合は、入国後に市区町村役所へ届け出た住居地あてにカードが送付されます。

## **X. ボランティアの学生委員によるサポート**

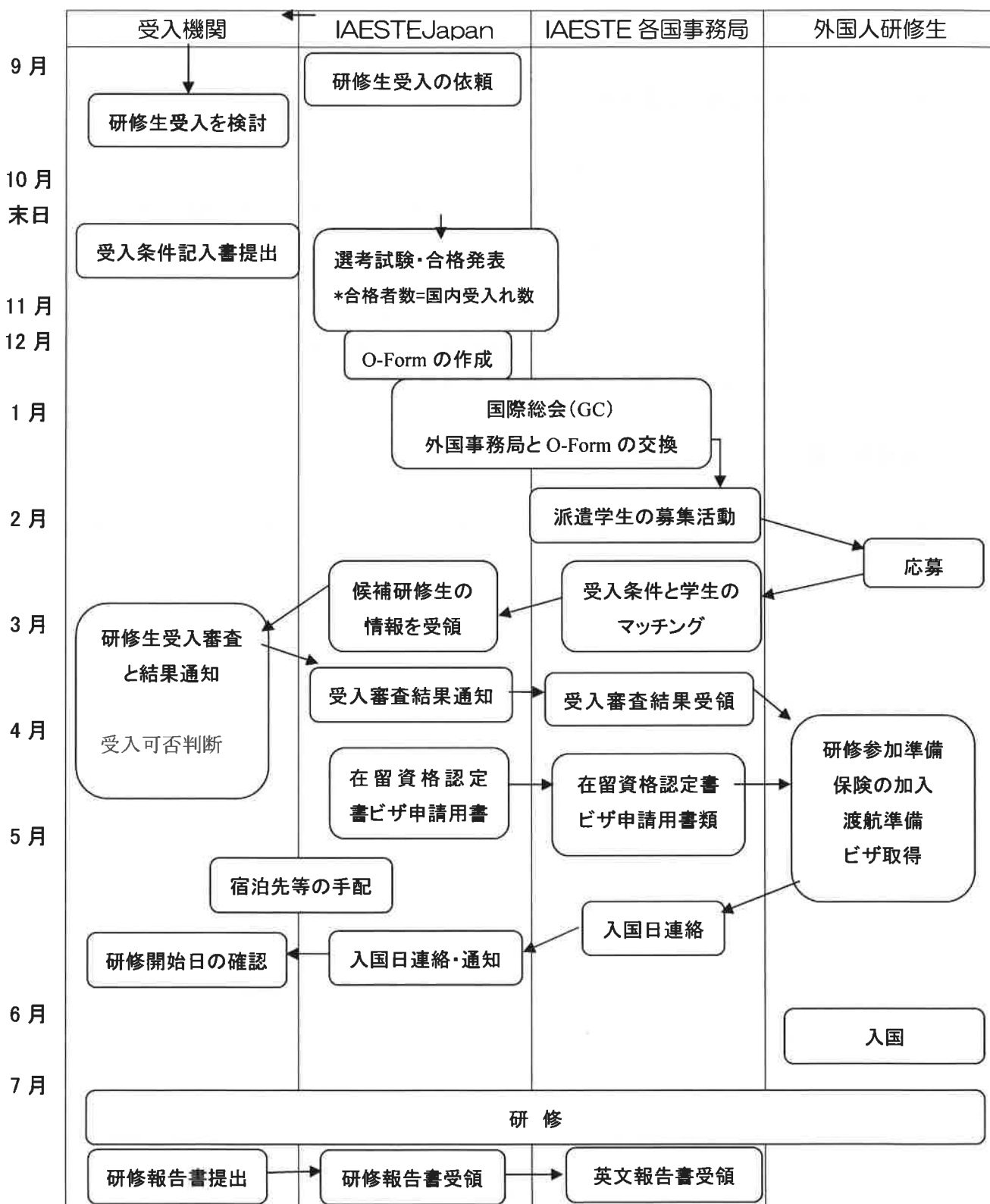
原則として研修生には引率なしで受入機関に行くよう指導しております。ただし、受入機関が希望する場合、当協会のボランティアの学生委員が来日当日の宿泊施設への引率等可能な範囲で対応いたします。(地域により対応できない場合もあります。)

また、来日中の日常生活の相談のほか、研修生に日本文化を紹介し交流を深めるため、7-8月の土曜日または日曜日に、学生委員がサマープログラムを開催します(参加費用は、研修生の自己負担です)。サマープログラムと研修が日程的に重なる場合は、研修日程を優先させてください。

## **XI. 研修終了後**

IAESTE 研修に参加した証明書(Certificate)は、研修生を派遣した国の IAESTE 事務局が発行します。IAESTE Japan は発行しません。

XII. 一年間のスケジュール





**XIII. Covenant(誓約書)**

**Trainee COVENANT for the IAESTE Internship Programme 2018**

*After carefully reading the following statements, please **make a check in boxes, sign and date on the back side.***

To the Employer, \_\_\_\_\_, and the National Secretary of IAESTE Japan,  
(Please fill in the name of employer above)

- My entry to Japan is only for the participation in the IAESTE Exchange Programme. I understand the aim of the IAESTE activities and will do my best to promote mutual international understanding and to stimulate my technical knowledge. During my stay in Japan as an IAESTE trainee, I will not be involved in any other training or labour apart from the IAESTE Programme 20\*\*. I will leave Japan before the expiry of my visa.
- I will observe Japanese laws and regulations and will not engage in any criminal or immoral activities. I acknowledge that neither IAESTE Japan nor the Employer shall be responsible for any avoidable incident that is a result of illegal or careless behaviour. In the unfortunate event that I am involved in an unavoidable incident, I also acknowledge that IAESTE Japan will provide necessary humanitarian aid(s), but neither IAESTE Japan nor the Employer will pay for incurred expenses.
- In my training programme I will fully observe the regulations of the Employer.** If particular care is required so as not to damage the properties, patents, facilities and equipment, I will follow all requirements and directions to be given by the Employer.
- I will respect Japanese customs and manners during my stay in Japan and will promote international friendship. Heavy drunkenness or intentional damage to the Employer's properties may result in my being requested to cease or halt my training. In such case, I understand the disciplinary action and leave Japan as soon as possible.
- I will not ask for any form of financial aid from IAESTE Japan or the Employer. Moreover, IAESTE Japan cannot give any support without recognition of the director's conference, though the situation is exceptional.
- I confirm that **neither IAESTE Japan nor the Employer are responsible for or liable for any accidents and/or incidents during my private time that result from swimming/diving in hazardous areas, mountaineering and so on.**
- I'm supposed to **leave Japan right after the training period** is over. However, if I want to stay in Japan a little longer, **neither IAESTE nor the EMPLOYER can be held responsible for what happens to me.**
- I hereby certify that I have read and fully agree to be bound by the terms and conditions of this Covenant. I agree to leave Japan as soon as possible in the event that I break any of the above-mentioned terms and conditions.

Trainee's First Name and Surname in printed letters

\_\_\_\_\_

Trainee's Signature

Date (date/month/year)

\_\_\_\_\_

## 2018年度 IAESTE インターンシッププログラム研修生 Covenant(誓約書)訳

以下の記述をよく読み、ボックスにチェックを入れ、裏面に署名と日付を記入してください。

受入機関ならびに IAESTE Japan 事務局長殿

- 私は IAESTE インターンシッププログラムに参加することのみを目的として日本に入国します。私は IAESTE 活動の目的を理解し、国際親善と相互理解を促進し私の専門知識を深めるよう最善を尽くします。IAESTE 研修生として日本滞在中、私は 2017 年度 IAESTE プログラム以外のいかなる研修または労働にも関与いたしません。私は査証の期限が切れる前に日本を出国します。
- 私は日本の法律と規則を守り、犯罪や不道德行為はいたしません。私は、不法行為や事故の不注意による回避可能な事故または問題が起きた時、いかなる事故または問題も IAESTE Japan および受入機関は責任を負わないことを了承します。回避不可能な事故や問題に私が巻き込まれた時、IAESTE Japan は必要な人道的救済を施しますが、IAESTE Japan および受入機関はその費用を支払わないことを了承します。
- 研修プログラム中、私は受入機関の規則を順守します。壊れやすい機械や検査装置のように、設備や備品の取り扱いに特別な注意を要する物については、私は受入機関からのすべての要求や指示に従います。
- 私は日本滞在中、日本の慣習や礼儀を尊重し、国際親善を促進します。多量の飲酒や故意に受入機関の所有物に損害を与えることが、研修の中断や停止につながる場合があります。その場合、私は下された懲戒により、速やかに日本を出国します。
- 危険な場所での水泳や飛び込み・登山等、私のプライベート時に起きたいかなる事故や事件に関して、IAESTE Japan ならびに受入機関は責任と義務を負わないことを確認します。
- 滞在費は、受入機関によって研修期間を対象に支給されます。いかなる理由であっても研修期間を短縮した場合は、私が研修に従事した期間のみ滞在費が支払われます。
- 私は、研修期間が終了したらすみやかに離日しなければなりません。しかし終了後も日本に滞在したい場合は、私に何が起きても IAESTE ならびに受入機関は責任を負いません。
- 私はこの誓約書の諸条件を読み同意したことをここに証明します。上記に違反した場合は速やかに日本を離れることに同意します。



---

発行日           平成 29 年 8 月 5 日  
発行者           理事長 太田 勝敏  
                  事務局長 古川 佑子

一般社団法人日本国際学生技術研修協会  
〒170-0005 東京都豊島区南大塚 1-31-17 マイスターSY301  
E-mail : office@iaeste.or.jp URL : <http://www.iaeste.or.jp/>  
業務時間 : 平日 9 : 30-17 : 30